○法務省告示第百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年六月九日法務省告示第三百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社サン工業	茨城県坂東市生子新田八百六十四番地一	金属プレス加工
有限会社常陽メタル	茨城県坂東市大崎千二百九十五番地	金属プレス加工

○法務省告示第百八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百八十二号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号中「平成二十五年四月二十四日」を「平成二十八年四月二十四日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月二十四日から施行する。

○外務省告示第百二十一号

平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十四年十月二日外務省告示第三百三十三号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
スロバキア共和国	平成二十四年十月八日	平成二十五年一月八日
スイス連邦	平成二十五年九月二十四日	平成二十五年十二月二十四日
トルコ共和国	平成二十五年十一月四日	平成二十六年二月四日
ペルー共和国	平成二十五年十二月四日	平成二十六年三月四日
ウルグアイ東方共和国	平成二十六年八月一日	平成二十六年十一月一日
トルクメニスタン	平成二十六年十一月二十日	平成二十七年二月二十日
グアテマラ共和国	平成二十七年一月三十日	平成二十七年四月三十日
トンガ王国	平成二十七年三月二十日	平成二十七年六月二十日
モンテネグロ	平成二十七年五月二十一日	平成二十七年八月二十一日
コンゴ共和国	平成二十七年五月二十八日	平成二十七年八月二十八日
ナイジェリア連邦共和国	平成二十七年六月十八日	平成二十七年九月十八日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成二十七年八月十一日	平成二十七年十一月十一日
チェコ共和国	平成二十七年八月二十七日	平成二十七年十一月二十七日
南アフリカ共和国	平成二十七年九月十七日	平成二十七年十二月十七日

平成二十八年四月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十二号

平成二年十一月三十日にロンドンで作成された「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十四年八月十四日外務省告示第二百八十五号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
イエメン共和国	平成二十五年五月十日	平成二十五年八月十日
コートジボワール共和国	平成二十五年七月八日	平成二十五年十月八日
フィリピン共和国	平成二十六年二月六日	平成二十六年五月六日
スーダン共和国	平成二十七年一月二十一日	平成二十七年四月二十一日

平成二十八年四月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十三号

平成十二年三月十五日にロンドンで作成された「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十四年八月十四日外務省告示第二百八十六号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
イエメン共和国	平成二十五年五月十日	平成二十五年八月十日
コートジボワール共和国	平成二十五年七月八日	平成二十五年十月八日
モーリシャス共和国	平成二十五年七月十七日	平成二十五年十月十七日
トルコ共和国	平成二十五年九月三日	平成二十五年十二月三日
マレーシア	平成二十五年十一月二十八日	平成二十六年二月二十八日
コンゴ共和国	平成二十七年五月二十八日	平成二十七年八月二十八日
ジブチ共和国	平成二十七年十月十二日	平成二十八年一月十二日

締約国	受諾書の寄託日	当該締約国についての発効日
フィンランド共和国	平成二十七年六月二十六日	平成二十七年九月二十六日

平成二十八年四月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金等の交付に関する同表の下欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる都道府県の知事が行うこととし、平成二十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久